

第5回 婚約解消・離婚にまつわるギモン



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録(大阪弁護士会)
2006年、小島法律事務所開設。

結婚式の直前に破談になりました。慰謝料や結婚式のキャンセル料を請求することはできますか。

A 1

「結納」の形をとらなくても、両者合意のもとで結婚式の予約をしているならば、結婚の約束、つまり「婚約」が成立していたといえます。婚約は婚姻に向けての契約であり、一方の身勝手な事情で婚約解消に至ったときは、契約違反を理由として、損害賠償として慰謝料や結婚式のキャンセル料を請求することができます。もっとも、裁判例を参照すると、婚約不履行による慰謝料は、離婚に比べて低くなっています。

また、結納金は、婚姻の成立を予想してなされる「贈与」であると捉えられており、婚約解消の場合は、「不当利得」を理由として全部または一部の返還を求められることができるでしょう。なお、二人の間で結婚の約束はあったが、結婚式の予約などがなされていないという場合は、婚約破棄なのか、単に交際の解消なのかが争われることもあります。

Q 2

離婚に際しては、どのようなことが問題になりますか。

離婚に際しては、協議離婚とは、夫婦で話し合いの上、離婚届に記入して提出することにより離婚が成立することをいいます。

しかし、離婚の話し合いの中で、A2で挙げた事柄について意見が対立するなど、双方の合意に至らない場合には、離婚調停を申し立てます。調停とは裁判所で行う話し合いであり、双方の要望を調整して解決を試みることとなります。

しかしながら、調停でもお互いの言い分の対立が続く場合は、調停は不成立となって終了します。なおも離婚を希望する場合は、裁判を提起することになります。

双方とも離婚やむなしと考えつつ、慰謝料や財産分与など「お金」について合意ができない場合や、双方が子どもの親権を譲らない場合、離婚原因そのものが争われる場合など、裁判に至るケースでも実情は様々です。

Q 4

財産分与や慰謝料の話し合いをしないまま、離婚届を提出しました。離婚届出後も慰謝料や財産分与を求めることはできるのでしょうか。

A 4

慰謝料請求権は不法行為に基づく請求権であり、消滅時効期間は3年です。財産分与については離婚から2年間は請求が可能です。つまり、離婚の際に話し合いの対象とな

離婚に際して、一般的には、親権、養育費、慰謝料、財産分与が問題になります。子どもがいる場合、離婚時には必ず「親権者」を定めなければなりません。離婚後に子どもを監護しない親が子どものために支払う「養育費」の額や、希望があれば、子どもと親との「面立交渉」についても話し合うこととなります。

A 2

また、夫婦のいずれかに離婚の原因がある場合は、その原因を作った者に対して、「慰謝料」を請求できることとなります。なお、慰謝料の額は法律に明記されているわけではないので、まずは、話し合いによって、支払の有無や金額の決定を試みるようになります。

そして、慰謝料とは別に、夫婦が協力して築いた財産を清算する「財産分与」の話し合いも必要です。平成19年からは厚生年金の分割制度も始まりましたが、これも財産分与の一つです。

Q 3

離婚するためには、どのような手続が必要ですか。

A 3

離婚には、協議離婚、調停離婚、裁判離婚の3つがあり

らなかつたとしても、離婚後に請求することが可能なので

す。仮に、慰謝料や財産分与について話し合いをした上で、離婚届を提出する場合は、離婚後になって紛争が蒸し返されることを防ぐため、慰謝料や財産分与の問題が解決済みであることを「離婚協議書」に明記しておくといいでし

Q 5

う。入籍しないまま、長く同棲していました。内縁を解消する場合も慰謝料や財産分与は請求できますか。

A 5

内縁とは、社会的には夫婦の実質がありながら、婚姻届出がなされていない場合を指します。事実婚とも呼ばれ、今や珍しいことではありませんが、法律上の婚姻関係がないため、パートナーに相続権が認められないという大きな違いがあります。

ただ、それ以外の点については、法律婚と同様の効果が認められる点も多く、内縁の解消に際しては、離婚の場合と同様に、慰謝料や財産分与の請求が認められます。